## 受給者証の記載内容に変更があったとき

受給者証の記載内容に変更があった場合は、障害者福祉課医療給付係（区役所南棟２階）または健康サポートセンターに届け出てください。

ご記入いただく記載事項変更届兼変更申請書または再交付申請書は各窓口にあります
（区ホームページにも掲載しています。）。

<table>
<tr><th colspan="2">変更事由</th><th>現在お持ちの受給者証以外にお持ちいただくもの</th></tr>
<tr><td colspan="2">区内で転居された場合</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名を変更された場合</td><td>・戸籍謄本（申請日前３ヶ月以内に発行されたもの）<br>※旧氏名が区システムで確認できない場合</td></tr>
<tr><td colspan="3">加入医療保険に変更があった場合（変更後の医療保険により、お持ちいただくものが異なります。）<br>※自己負担上限月額が申請日の翌月から変更になる場合があります。<br>※医療保険の加入状況が確認できる書類とは、<br>「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」のいずれかのコピー<br>またはマイナポータルから確認できる「資格情報画面」を印刷したものになります。</td></tr>
<tr><td></td><td>①国民健康保険に変更した場合</td><td>・医療保険の加入状況が確認できる書類<br>（住民票上同じ世帯で、国民健康保険に加入している方全員分）<br>・世帯調書<br>・公的年金等の収入に係る申出書<br>・マイナンバー確認書類<br>・本人確認書類（窓口に来た方）<br>・委任状（窓口に来た方が申請者でない場合）</td></tr>
<tr><td></td><td>②国民健康保険組合に変更した場合</td><td>・医療保険の加入状況が確認できる書類<br>（患児と同じ国民健康保険組合に加入している方全員分）<br>※別居している方も含む<br>・世帯調書<br>・公的年金等の収入に係る申出書<br>・マイナンバー確認書類<br>・本人確認書類（窓口に来た方）<br>・委任状（窓口に来た方が申請者でない場合）</td></tr>
<tr><td></td><td>③被用者保険（健康保険組合・全国健康保険協会・共済組合など）に変更した場合</td><td>・医療保険の加入状況が確認できる書類（被保険者及び患児分）<br>・世帯調書<br>・公的年金等の収入に係る申出書<br>・保険者による情報取得についての同意書（共済組合の場合）<br>・マイナンバー確認書類<br>・本人確認書類（窓口に来た方）<br>・委任状（窓口に来た方が申請者でない場合）</td></tr>
<tr><td></td><td>④生活保護受給を開始する場合</td><td>生活保護受給証明書</td></tr>
<tr><td></td><td>⑤生活保護受給を終了する場合</td><td>生活保護保護受給廃止証明書（新しく加入する医療保険により、①～③の書類が必要です。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">自己負担上限月額に変更がある場合<br>（重症区分に変更となる場合、人工呼吸器の利用を開始した場合、新たに世帯内で指定難病受給者・小児慢性特定疾病受給者に認定された方がいる場合など）</td><td>変更事由により、添付書類が異なりますのでお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">疾病の変更・追加する場合</td><td>・小児慢性特定疾病医療意見書（新規申請用）<br>・医療意見書の研究利用についての同意書</td></tr>
<tr><td colspan="2">受給者証を紛失した、ひどく汚してしまった場合</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">区外に転出された場合<br>※転出された日以降は、江戸川区発行の受給者証は使用できません。</td><td>江戸川区ではなし<br>※転出後も医療費の助成を受けたい場合は、すみやかに、江戸川区発行の受給者証の写しを転出先の自治体に提出し、転出先で新たに申請してください。</td></tr>
</table>

※受診する医療機関の追加及び変更は、更新申請時に記載してください。